**湖西線地域サポーター支援事業費補助金　Q＆A**

（利用団体向け）

|  |  |
| --- | --- |
| Q | 申請書類はどこに提出すればよいですか。 |
| A | 申請者が所在する市の担当課等（以下、「所管市」）へ提出してください。市担当課は、大津市＝地域交通政策課、高島市＝都市政策課、長浜市＝都市計画課、その他の地域は滋賀県・交通戦略課です。 |
| Q | 申請様式の電子データはどこで入手できますか。 |
| A | 滋賀県HP内に掲載していますので、ダウンロードして使用してください。https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/345484.html |
| Q | 申請書類は、紙での提出が必要ですか。 |
| A | 電子データ（PDFやワード、スキャンデータ）での提出も可能です。 |
| Q | 申請書類には、押印が必要ですか。 |
| A | 押印は不要です。 |
| Ｑ | 他の補助金と併用できますか。 |
| Ａ | 補助率に対応した申請者自己負担分（裏負担分）について、他の補助金を充てることができます。（※例えば、補助金（補助率８０％、上限10万円）を満額活用する場合、補助率に対応した自己負担分は2万5千円となり、この2万5千円分に他の補助金を充てることができます。） |
| Ｑ | 補助対象者はどの団体等ですか。 |
| Ａ | 民間企業・任意団体・個人等広く対象としています。なお、団体については法人格を問いませんので、法人格がない団体（町内会、市民グループ等）も対象です。また、湖西線沿線市以外からの申請も可能です。 |
| Ｑ | 補助対象となる事業はどのような範囲ですか。 |
| Ａ | 湖西線の利用促進・利便性向上を目的とする部分についてのみ対象となります。（※例えば、農業振興を目的としたイベントを開催する場合に、そのイベント内で湖西線の利用促進を目的として、湖西線の駅から会場までのシャトルバスの運行を行う場合、この部分に要する経費に限って補助対象とします。）なお、専ら営利を目的とするもの、特定の政治・宗教活動にあたるもの、構成員の親睦を主たる目的とするもの、公共の福祉に反するもの、安全確保の措置が不十分なもの、法令、規則等に違反するものは補助対象となりません。また、事業は年度内に完了することが条件となります。 |
| Ｑ | 補助交付対象事業の別表１の（１）と（２）の違いは何ですか。 |
| Ａ | 「湖西線の利用促進・利便性向上が主たる目的」であるか、否かです。例えば、駅前のイベントで目的が湖西線の利用促進・利便性向上でない場合でも、利用促進・利便性向上に効果が認められる場合は（２）に該当します。また一方で、駅周辺の美化活動や、湖西線に関係したイベントなど、直接的に効果が認められる場合は（１）に該当します。 |
| Ｑ | （2）の「湖西線の利用促進・利便性向上に効果が認められる」とはどういうことですか。 |
| Ａ | 湖西線の利用促進・利便性向上の効果を得るための方策や工夫がなされていることが補助対象となる条件です。例えば、イベントであれば鉄道利用者への特典付与や、事前の呼びかけなどの工夫が必要です。駅前イベントによって必然的に鉄道利用者が増えるというだけでは申請できません。 |
| Ｑ | 交付対象のために必要条件である「湖西線サポーターズクラブ会員」に入会するにはどうしたらいいですか。 |
| Ａ | メールにて協議会事務局（滋賀県交通戦略課）へお申し込みください。（宛先：hc0002@pref.shiga.lg.jp）詳細は滋賀県HP内に掲載しておりますので、ご確認ください。（https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/338157.html） |
| Ｑ | 対象外経費はありますか。 |
| Ａ | 特定の個人や個別企業に対する給付経費は対象外となります。例えば、以下の項目が該当します。・各種事業の参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費・金券・クーポン券等発行費・販促物（ノベルティ）の製作にかかる経費（事業の企画にかかる経費または販促物試作にかかる経費を除く。） |
| Ｑ | 次年度以降も補助金を受けることはできますか。 |
| Ａ | 次年度以降の補助金については、現時点では未定です。 |
| Ｑ | 採択の可否はどのように決定されますか。 |
| Ａ | 審査員による審査を行い、採択の可否を仮決定します。交付対象となる団体・事業であるか否かを審査します。（交付要綱第２条）その他、申請団体や事業について適格審査等を行います。なお、補助金にかかる正式な交付決定は、採択の仮決定後に提出いただく交付申請書に基づき行います。 |
| Ｑ | 採択の仮決定後に、事業計画を変更する場合は、どうすればよいですか。 |
| Ａ | 軽微な変更の場合は、変更後の内容で交付申請の手続きを行ってください。事業の目的や内容、規模、効果に大きな変更が生じる場合は、採択の仮決定が無効となり、交付決定しない場合があります。その場合は、変更後の内容で再度応募し、審査を受けていただくこととなります。 |
| Ｑ | 交付決定後に、事業計画を変更する場合は、どうすればよいですか。 |
| Ａ | 軽微な変更な場合は、所管市に御連絡をお願いします。事業の目的や規模、効果に大きな変更を行う場合は、再度交付申請書（変更申請）を提出し、承認を受けてください。承認を受けずに事業内容を変更した場合には補助金を交付しない場合があります。（※軽微な変更にあたるかどうかは所管市にお問合せください） |
| Ｑ | 事業を取りやめる場合は、どうすればよいですか。 |
| Ａ | 交付決定前の場合は、所管市に取りやめる旨の御連絡をお願いします。交付決定後の場合は、書面（任意様式）により中止申請を行い、承認を受けてください。 |
| Ｑ | 事業着手のタイミングに制約はありますか。 |
| Ａ | 原則として、交付決定以降に事業に着手してください。 |
| Ｑ | 事業終了の時期に制約はありますか。 |
| Ａ | 事業は、必ず年度内に完了するようにしてください。 |